

「平成30年度本丸御殿保存修理工事の記録・発信業務」（公募型プロポーザル）

に係る問合せについて

質問内容	回答
<p>Q1 過去の類似実績に添付する「契約書の写し」について、契約書を交わしていない案件の場合は、納品書や請求書でも代用が可能か。</p>	<p>A1 可能です。契約行為が分かる書類を御提出ください。</p>
<p>Q2 提案書（様式2）について、所定の様式に加え、提案を分かりやすく説明する別途資料を作成してよいか。</p>	<p>A2 可能です。提案書（様式2）に、「動画制作の提案(様式自由)」とあるとおり、別途資料の作成を認めます。</p>